

令和8年度 通常総会議案書

令和8年5月29日

公益社団法人 やまなし観光推進機構

令和8年度 公益社団法人やまなし観光推進機構 通常総会

と き 令和8年5月29日（金）

午後2時00分～

ところ ベルクラシック甲府

2階「コンチェルト」

次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 表 彰 式

4 議 事

第1号議案

令和7年度 事業報告並びに収支決算報告承認の件

第2号議案

令和8年度 事業計画並びに収支予算承認の件

第3号議案

定款の一部改正の件

第4号議案

役員の一部改選の件

5 そ の 他

6 閉 会

第1号議案

令和7年度 事業報告並びに収支決算報告承認の件

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

【概要】

令和7年の県内延べ宿泊者数は約969万人となり、前年を上回って増加するなど、現在の調査手法となって以降、最も高い水準で推移しました。日本人宿泊者数が引き続き高水準を維持する中、外国人宿泊者数の増加も顕著となり、インバウンド需要の回復・拡大が本県観光を下支えする一年となりました。

このような状況のもと、公益社団法人やまなし観光推進機構は、都道府県DMOとして、観光の高付加価値化による収益性の向上と観光関連産業の経営基盤の強化を両輪に、会員である市町村、観光協会、観光関係事業者等との連携のもと、各種事業を展開してまいりました。

観光・物産情報の発信では、公式ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」を中核に、季節や旬を意識した訴求力の高いコンテンツの充実を図るとともに、SNSやマスメディア等を活用し、媒体特性やターゲット層を意識した効果的な情報発信に取り組みました。また、来訪前の情報収集から実際の旅行行動につなげることを重視し、WEBを活用した情報発信の強化を進めました。

誘客促進については、東京圏の主要駅等における情報発信や関係機関との連携によるプロモーションを進めるとともに、観光需要の時期や地域の偏在といった課題への対応にも取り組みました。とりわけ、冬季の誘客対策として小淵沢エリアを対象に、来訪促進に向けた取組を実施し、一定の注目を集める取組となりました。

着地型観光商品の発掘・造成については、県および市町村等と連携し、農業体験や移住体験、ウェルネスツーリズムなど、地域資源を生かした観光商品の造成を行い、観光の高付加価値化に向けた取組を進めました。

また、MICEやインバウンド、教育旅行への対応を進めるとともに、観光関連事業者へのセミナー開催や専門家派遣等を通じ、生産性向上や人材育成を支援し、持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいりました。

令和7年度事業報告

I 観光・物産のPR

1 観光・物産の情報発信

(1) Web等による情報発信

①ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」

・総アクセス数 984万ページビュー
(前年度 1,038万ページビュー 前年対比△5.2%)

【Webマガジン 主な特集ページタイトル】

- 4月15日 (5月号) 【2025】GWに訪れたい!山梨おすすめスポット
- 5月15日 (6月号) 初夏に訪れたい!山梨のお出かけスポット
- 6月15日 (7月号) さくらんぼ(農園・スイーツ)特集
- 7月15日 (8月号) 北杜市明野サンフラワーフェス2025、もも特集
- 8月15日 (9月号) ぶどう(農園・スイーツ)特集
- 9月15日 (10月号) 『ゆるキャン△』モデル地マップ特設ページ
- 10月15日 (11月号) 「FUJI TEXTILE WEEK 2025」、北杜市で絶景紅葉狩り
- 11月15日 (12月号) 南アルプスの玄関口、癒しの秘湯。芦安温泉郷
- 12月15日 (1月号) 甲斐國武田 歴史カードラリー
- 1月15日 (2月号) いちご(農園・スイーツ)特集
- 2月15日 (3月号) 甲州市ひな飾り、甲府城連載企画
- 3月15日 (4月号) 信玄公祭り特集



【3月15日(4月号) トップ画像】

②やまなしフルーツキャンペーン2025

・さくらんぼキャンペーン	6月 5日～6月29日
・ももキャンペーン	7月 3日～8月 3日
・ぶどうキャンペーン	8月 7日～9月 7日
・いちごキャンペーン	1月26日～2月23日

プレゼント企画応募者数 19,220人
(前年度39,386人・前年度比48.8%)



③こんどはおそとで ひし丸探すマルキャンペーン

- ・「富士の国やまなし」サイト内に隠れるひし丸やお出かけアプリ「wowp」内のMAPに出現するひし丸を探して応募すると抽選で豪華プレゼント
- ・プレゼント企画応募者数 318名

④SNSによる情報発信 (3月末日現在のフォロワー数)

- ・エックス (旧ツイッター) : 武田菱丸
フォロワー数 14,030人 (前年度末から+138人)
- ・インスタグラム : @yamanashikankou
フォロワー数 23,538人 (前年度末から+2,311人)

(2) Webと連動した印刷物による情報発信等

①第52回信玄公祭り

- 1) 信玄公祭り公式ガイドブック制作
- 2) 県広報誌「ふれあい」「やまなしStyle」及び「やまなしindepth」の取材協力



【信玄公祭り公式ガイドブック】



【ふれあい】



【やまなし Style】



【やまなし in depth】

②やまなし百名山手帳

- ・県観光地経営支援グループ(旧観光資源課)発行の山梨百名山手帳（安全登山の指針）を配付
- ・「山梨百名山登頂証明書」の発行 33件

③山梨観光ガイドマップの発行

- ・発行部数：100,000部



④小淵沢エリア冬の魅力発信（小淵沢エリア冬の誘客促進）

1) 魅力発信チラシ、ポスター、POPの制作・配架

小淵沢エリアの冬の誘客促進に向けたチラシ50,000部（FOLKWOOD SKATE PARK入場無料チケット付き）、ポスター200部、POP100部を制作し、東京都内のJR中央線駅や東京都内の一部飲食店等で配架。

- ・チラシ（表／裏）



・ポスター／POP



2) WEBでの情報発信

雑誌（GO OUT 3月号）やWEB（54媒体）において情報を発信

3) 県内周遊を促す取り組みの実施

県内周遊を促すため、FOLKWOOD SKATE PARKにおいて機構で制作したパンフレットを配架

⑤甲斐国武田歴史カードラリー

- ・歴史ガードゲーム「Hi! story」と共同で県内8カ所を巡り武田家ゆかりの限定カードをゲットする歴史カードラリーを開催
- ・カード総配布数 8, 838枚（全カ所踏破：655人）



⑥信玄公の足跡を巡る「信長の野望 出陣」スタンプラリー

- ・コーエーテクモゲームスが配信している位置情報連動型のスマートフォン用ゲームとコラボし、県内5箇所の信玄公ゆかりの地に重ね捺しスタンプラリーを実施



(3) マスメディア等による情報発信

①FMラジオによる観光情報提供事業

- ・機構会員がFM富士の番組「ACTUS」の中のコーナーに出演し旬の観光情報等を発信（平日9:10頃～）176回

②NHKラジオでの観光情報の発信

- ・機構職員がNHK甲府放送局の番組「かいラジ」の中の「よってけし！」コーナーに出演し旬の観光情報等を発信（毎月第1金曜17時台）

③ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズ広告事業

- ・VF甲府のアウェイ練習着及び山梨クイーンビーズ練習着へ「ワイン県やまなし」のロゴマークを入れてPR

④雑誌観光広告掲載事業等

雑誌「an・an」への湯村温泉活性化に向けた記事掲載事業（発行7月）



⑤フィルム・コミッション事業

- ・映画、テレビドラマ、CM等の制作支援

ロケ実施件数 230件

主な作品：映画『SUKIYAKI 上を向いて歩こう』、映画『鬼の花嫁』
ドラマ『君としたキスはいつまでも』など



(4) 観光案内所の運営

①観光物産総合案内所の運営

- ・やまなし観光推進機構窓口での観光情報の提供、案内
- ・甲府駅南口総合観光案内所への協力
- ・Cave de ワイン県やまなし
- ・ワイン県やまなしフルーツ公園情報館
- ・日本ワイン企画展（仲田理事長が総合監修）の継続実施

2 観光・物産のプロモーション

(1) 各種団体との連携キャンペーン

①JR東日本と連携したキャンペーン

季節ごとの観光キャンペーンを東京圏のJR主要駅で実施

- ・JR八王子駅やまなしフェア 7月 3日～ 5日
- ・JR大宮駅山梨産直市（上野駅改修による代替） 8月20日～22日
- ・セレオ国分寺やまなし物産展 9月 5日～ 7日
- ・JR千葉駅山梨産直市 9月25日～27日
- ・JR横浜駅やまなしキャンペーン 12月11日～12日
- ・JR八王子駅やまなし桃の花産直市 2月26日～28日

②中日本高速道路と連携したキャンペーン

1) SA、PAを活用した情報発信

- ・談合坂SA（下り）県及び市町村等の観光パンフレットを配架
デジタルコンテンツによる情報発信（349件）
- ・双葉SA（下り） お客様感謝イベントへの協力

10月3日

2) 利用分散への取り組み

- ・観光需要の時空間分散に向けた実証実験「スイスイ旅」への協力

3) NEXCO中日本魅力発信フェスタ

3月14日～15日

4) 中日本高速道路と連携

- ・CHU-TRIP (大月市、都留市、上野原市、道志村) 制作取材への協力
発行部数25,000部
配架先：中央自動車SA及びPA(30カ所)、県内各所



- ・「中央道沿線 (山梨県&長野県) 魅力発信! フェスタ」 (入間) での観光キャンペーン
3月14日、15日
- ③ヴァンフォーレ甲府戦誘客キャンペーン
(ホームゲームで観光パンフレットを配布)

(2) アンテナショップ「Cave de ワイン県やまなし」の運営

- ・サンシャインレッドの店頭販売

(3) 商談会の開催

- ・売れ筋商品発掘市商談会の開催
バイヤー12件、セラー25件
2月4日

(4) 県産品通販サイトの管理

令和7年度実績

Yahoo	販売点数	5,065点	売上	7,378千円
楽天	販売点数	13,611点	売上	19,733千円
計		18,676点		27,111千円
(令和6年度実績)		17,836点		27,058千円)

(5) 外部出店の強化

- ① J R八王子駅山梨物産展
7月 3日～ 7月 5日
- ② アリオ橋本店山梨フェア
8月20日～ 8月25日
- ③ J R大宮駅山梨産直市
8月20日～ 8月22日
- ④ 東京都庁山梨フェア
8月27日～ 9月 2日
- ⑤ セレオ国分寺やまなし物産展
9月 5日～ 9月 7日
- ⑥ 損保ジャパン本社山梨物産展
9月12日

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ⑦ J R 千葉駅山梨産直市 | 9月25日～ 9月27日 |
| ⑧ イオンモール甲府昭和における新酒フェア店頭販売・PR | 11月 3日 |
| ⑨ 県民の日イベント | 11月16日 |
| ⑩ 家康公まつり | 11月22日～11月23日 |
| ⑪ J R 八王子駅やまなし桃の花産直市 | 2月26日～ 2月28日 |
| ⑫ J R 静岡駅物産展 | 3月10日～ 3月11日 |
| ⑬ N E X C O 中日本魅力発信フェスタ | 3月14日～ 3月15日 |



【商業施設における県産品販売：イトーヨーカドーアリオ橋本店、セレオ国分寺】

II 観光地域づくりへの支援

1 市町村観光協会等との連携

(1) 機構職員の市町村観光協会等との連携

各市町村及び観光協会へ機構担当者の定期訪問による情報収集、情報交換

(2) 東部地域（3市3村）との連携強化

CHU-T R I P小菅・丹波山を発刊

CHU-T R I P山梨東部（大月市、都留市、上野原市、道志村）を発刊

(3) 協力事業

- ①甲府市：昇仙峡地域活性化推進協議会
- ②甲府市：小江戸甲府の夏祭り実行委員会
- ③市川三郷町：神明の花火実行委員会
- ④f u m o t t oナイトマーケット実行委員会

(4) 関係団体事務局

- ①第52回信玄公祭り実行委員会
令和8年4月3日（金）～5日（日）にて開催
期間中の総観客動員数は12万3千人
- ②峡東地域ワインリゾート推進協議会 総会（5月19日）
- ③山梨県観光施設協会 総会（5月12日）
- ④山梨県観光果実園振興協議会
理事会兼総会開催書面表決（6月19日～30日）

(5) 外部団体との関わり

- ①山梨県旅行業協会
定時総会（6月4日 甲州牛の宿石和常磐ホテル）
- ②日本観光振興協会
関東甲信越静岡観光協会・連盟協議会山梨視察研修（7月3日～4日）
視察研修先：舞鶴城公園、山梨ジュエリーミュージアム、甲府亀屋座、SAD O Y A
ワイナリー、御坂農園グレープハウス、恵林寺
- ③山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合
やまなし女将の会おもてなし研修会（6月19日 湯村常磐ホテル）

2 旅行会社へのプロモーション

(1) 山梨県観光商談会の開催

- ・第1回 9月10日（水）名古屋（名古屋栄ビル）
商談会参加者：旅行会社22社32名、県内事業者40者61名（前年5者増）
10分×12商談 名刺交換会
県より観光推進監挨拶、機構より仲田理事長挨拶他4名、山梨県大阪事務所2名が

現地対応

- ・第2回 3月4日(水) 東京(ビジョンセンター東京京橋)
商談会参加者：旅行会社35社48名、県内事業者58者86名(前年8者増)
10分×12商談 名刺交換会
県より観光推進監挨拶、機構より仲田理事長挨拶他5名が現地対応



名古屋



東京

3 着地型観光商品の発掘・造成、流通・販売促進

(1) 観光資源の発掘・造成

① 県及び市町村等との連携による観光商品の造成・販売

- 5月31日 笛吹市：芦川で田舎の農作業体験交流ツアー
《第一弾／種まき・苗植え編》 11名
- 8月23日 笛吹市：芦川で田舎の農作業体験交流ツアー
《第二弾／草取り・夏野菜の収穫編》 17名
- 10月25日 笛吹市：芦川で田舎の農作業体験交流ツアー
《第三弾／サツマイモの収穫・移住者こだわり野菜農家との交流会編》 20名
- 8月23日 身延町：みのお移住体験ツアー 3名
- 10月23日 山梨県人会連合会 「身延町 身延山久遠寺を訪ねて」 36名



(2) 着地型観光商品の流通・販売促進

① ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」着地型観光商品掲載

- ・富士の名水が育てた極上の「わさび収穫体験」通年 59名
- ・富士山の不思議「樹海洞窟体験」午前・午後コース 通年 10名

② やまなしウェルネスツーリズム推進協議会

- ・検討委員、アドバイザーとして参画
- ・会員連携の着地型商品造成や商品化に向けたモニターツアーの実施
6月25日「富士山麓で味わう心と身体を整える日帰りウェルネス体験ツアー」
9月27日「西沢溪谷まるごと体験、散策×ヨガ×温泉で心と身体を整える日
帰りウェルネスツアー」



4 MICE、インバウンド、教育旅行への取組み

(1) MICE開催支援（観光パンフレット類の提供、物産販売、等）

- ・ 5月14日 第114回全国市長会関東支部総会
450名（ハイランドリゾートホテル&スパ）
- ・ 6月 4日～6日 QCAV2025
100名（内外国人20名）（山梨県立図書館）
- ・ 7月10日～11日 第60回関東ブロック児童養護施設研究協議会
250名（甲府記念日ホテル）
- ・ 7月12日 令和7年度関東甲信越静地区衛生主管部（局）長・医師会長
合同協議会 200名（甲府記念日ホテル）
- ・ 7月24日～26日 第34回日本小児泌尿器科学会総会・学術集会
500名（YCC県民文化ホール）物販：7社
- ・ 9月 7日 令和7年度関東・東京合同地区獣医師大会
500名（アピオ甲府）物販：6社
- ・ 10月 3日 関東弁護士連合会定期弁護士大会
600名（甲府記念日ホテル）物販：8社
- ・ 10月22日～23日 第76回日本学校農業クラブ全国大会西関東大会
4000名（YCC県民文化ホール他）
- ・ 11月20日～21日 第39回法人会全国青年の集い山梨大会
2000名（アイメッセ山梨他）
- ・ 1月23日 第89回関東甲信越建築行政連絡会議 物販：6社
- ・ 2028年 全国病児保育研究大会
1000名（先行案件問合せ）

等年間40件（前年度30件）

物販4件売上 1,884千円

(2) MICE関連資料の制作

- ・ 山梨県企業研修ガイドブックの制作
県外旅行会社へ配布し企業研修の誘致促進
機構会員及び県内事業者より研修プラン等の情報提供



(3) インバウンド事業への取組み

- ① J N T O (日本政府観光局) と連携した海外向け P R 推進
 - ・ V I S I T J A P A N トラベル&M I C E マート 2 0 2 5 出展
9月25日～27日
(A i c h i S k y E x p o 愛知県国際展示場展示ホールA)
海外バイヤーと30商談
富士五湖観光連盟、笛吹市観光物産連盟、北杜市観光協会、
ブライダルセンター寿屋、やまなし観光推進機構



- ・ 1 0 月 2 1 日 台湾訪日教育旅行促進事業 日台教育旅行関係者意見交換会
- ② その他
 - ・ 1 1 月 6 日～1 0 日 I T F 2 0 2 5 (2 0 2 5 台北国際旅行博) 出展
 - ・ 3 月 1 6 日 タイの高校生40名が県立日川高校訪問 (S S H 指定)



(4) 教育旅行への取組み

- ・ 電話、メール等による旅行会社等からの問合せ対応
- ・ 観光商談会等を活用した誘致活動 (名古屋・東京)



(2) 高付加価値化や生産性向上等の経営助言等の実施

機構職員による経営課題や生産性向上に向けた相談や支援

○訪問・ヒアリング件数 215件

(3) 生産性向上に向けた経営指導・助言等に係る助成

専門家を活用した課題解決の取り組みに対する助成

○派遣助成件数 15件

- ・ホームページ立ち上げ及び運営の指導・支援
- ・ホームページリニューアル及び運営の指導・支援
- ・新規事業立ち上げの指導・支援
- ・体験事業ブランディングの指導・支援
- ・店舗ブランディングの指導・支援
- ・宿泊事業ブランディングの指導・支援
- ・商品開発によるサービス及び生産性向上に向けた指導・支援
- ・技術習得によるサービス開発及び生産性向上の指導・支援

2 持続可能な観光の推進

(1) 持続可能な観光の推進への支援

観光庁「持続可能な観光推進事業」の認定を受けた職員を中心に、持続可能な観光産業の推進に向けた支援

○地域の観光関係者へ地域課題の抽出と解決に向けた支援

○課題を解決するための組織づくりと人材育成をサポート

(2) 地域DMO、観光協会との連携

○地域資源の商品化や観光戦略策定のための人材育成に向けた支援

○新たな生活様式への対応やコロナ禍からの復興を見据えた情報提供

3 大学等と連携した人材育成

(1) ホスピタリティの向上

おもてなしセミナーの開催

○1月27日(火)

「山梨県の現場から学ぶ心に残る接客～老舗ホテルの心を動かすおもてなし～」
(参加者48名)

- ・講師：笹本 健次 氏 (株式会社常磐ホテル 代表取締役社長)
- ・内容：常磐ホテルのブランド力を構築する「おもてなし」、現場から学ぶ接客事例



(2) 山梨県立大学と連携した講座の開催

○1月23日から2月4日(全8回)

「観光実践マネジメントオンライン講座」(オンライン参加8名)

- ・講師：瀬戸川 礼子 氏 (経営ジャーナリスト、中小企業診断士)
- ・内容：高付加価値化の考え方と具体的な実践マネジメント方法を学ぶ



貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	43,612,415	52,953,411	△ 9,340,996
現金預金合計	43,612,415	52,953,411	△ 9,340,996
(2) その他流動資産			
立替金	157,400	140,000	17,400
未収金	10,901,924	13,605,169	△ 2,703,245
その他流動資産合計	11,059,324	13,745,169	△ 2,685,845
流動資産合計	54,671,739	66,698,580	△ 12,026,841
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	14,800,000	14,800,000	0
基本財産合計	14,800,000	14,800,000	0
(2) 特定資産			
定期預金	1,881,010	2,406,214	△ 525,204
退職給付引当資産	7,457,499	5,710,119	1,747,380
特定資産合計	9,338,509	8,116,333	1,222,176
(3) その他固定資産			
備品	25	25	0
車両	1	219,048	△ 219,047
その他資産合計	26	219,073	△ 219,047
固定資産合計	24,138,535	23,135,406	1,003,129
資産合計	78,810,274	89,833,986	△ 11,023,712
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	13,396,105	22,193,893	△ 8,797,788
預り金	1,460,949	1,300,571	160,378
流動負債合計	14,857,054	23,494,464	△ 8,637,410
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,457,499	5,710,119	1,747,380
固定負債合計	7,457,499	5,710,119	1,747,380
負債合計	22,314,553	29,204,583	△ 6,890,030
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	56,495,721 (14,800,000)	60,629,403 (14,800,000)	△ 4,133,682 0
正味財産合計	56,495,721	60,629,403	△ 4,133,682
負債及び正味財産合計	78,810,274	89,833,986	△ 11,023,712

貸借対照表内訳表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金預金				
普通預金	17,444,966	0	26,167,449	43,612,415
現金預金合計	17,444,966	0	26,167,449	43,612,415
(2) その他流動資産				
立替金	0	0	157,400	157,400
未収金	9,465,625	1,036,299	400,000	10,901,924
その他流動資産合計	9,465,625	1,036,299	557,400	11,059,324
流動資産合計	26,910,591	1,036,299	26,724,849	54,671,739
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
有価証券	0	0	14,800,000	14,800,000
基本財産合計	0	0	14,800,000	14,800,000
(2) 特定資産				
定期預金	1,881,010	0	0	1,881,010
退職給付引当資産	0	0	7,457,499	7,457,499
特定資産合計	1,881,010	0	7,457,499	9,338,509
(3) その他固定資産				
備品	0	0	25	25
車両	1	0	0	1
その他資産合計	1	0	25	26
固定資産合計	1,881,011	0	22,257,524	24,138,535
資産合計	28,791,602	1,036,299	48,982,373	78,810,274
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	10,172,964	1,036,299	2,186,842	13,396,105
預り金	0	0	1,460,949	1,460,949
流動負債合計	10,172,964	1,036,299	3,647,791	14,857,054
2. 固定負債				
退職給付引当金	0	0	7,457,499	7,457,499
固定負債合計	0	0	7,457,499	7,457,499
負債合計	10,172,964	1,036,299	11,105,290	22,314,553
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	18,618,638	0	37,877,083	56,495,721
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(14,800,000)	(14,800,000)
正味財産合計	18,618,638	0	37,877,083	56,495,721
負債及び正味財産合計	28,791,602	1,036,299	48,982,373	78,810,274

正味財産増減計算書

令和7年04月01日から 令和8年03月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	30,340	30,340	0
基本財産運用益計	30,340	30,340	0
受取会費			
受取会費	14,989,000	15,055,690	△ 66,690
受取会費負担金	23,650,000	23,650,000	0
受取会費計	38,639,000	38,705,690	△ 66,690
受取補助金等			
補助金収益	130,558,480	92,884,683	37,673,797
委託料収益	20,686,680	20,798,520	△ 111,840
受取補助金等計	151,245,160	113,683,203	37,561,957
事業収益			
旅行商品売上	4,222,905	13,062,580	△ 8,839,675
オリジナルグッズ販売収入	352,000	227,955	124,045
武田武具貸出収益	782,000	480,000	302,000
事業収益計	5,356,905	13,770,535	△ 8,413,630
受取負担金			
観光物産展等負担金	2,890,342	2,727,892	162,450
広告料収益	1,213,000	2,015,000	△ 802,000
受取負担金計	4,103,342	4,742,892	△ 639,550
雑収益			
受取利息	170,014	49,905	120,109
雑収益	83,500	507,000	△ 423,500
雑収益計	253,514	556,905	△ 303,391
経常収益計	199,628,261	171,489,565	28,138,696
(2) 経常費用			
事業費			
役員給料	3,033,296	3,179,343	△ 146,047
給料手当	26,429,957	21,119,393	5,310,564
臨時雇賃金	8,088,088	10,275,741	△ 2,187,653
福利厚生費	5,411,912	4,512,910	899,002
旅費交通費	2,226,670	2,539,569	△ 312,899
通信運搬費	1,384,299	1,311,903	72,396
消耗品費	3,125,831	3,513,097	△ 387,266
保守点検費	661,729	775,830	△ 114,101
印刷製本費・製作費含	12,493,417	15,734,010	△ 3,240,593
購読料	104,400	104,400	0
使用料及び賃借料	11,136,124	10,774,157	361,967
保険料	17,102	152,712	△ 135,610
諸謝金	934,070	1,103,890	△ 169,820
支払時間外等負担金	7,988,792	7,426,787	562,005
各種団体等負担金	5,278,972	5,615,256	△ 336,284
広告掲載料	1,552,035	1,477,590	74,445
支払助成金	40,975,320	11,173,330	29,801,990
委託事業費	36,744,875	35,492,378	1,252,497
諸雑費	3,010,145	10,837,230	△ 7,827,085
租税公課	1,326,800	1,318,500	8,300
出展料	28,785	225,435	△ 196,650
手数料	56,221	91,588	△ 35,367
引越経費	0	1,817,459	△ 1,817,459
事業費計	172,008,840	150,572,508	21,436,332

正味財産増減計算書

令和7年04月01日から 令和8年03月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬・賞与	5,976,695	5,964,247	12,448
役員給料	2,361,406	1,930,073	431,333
給料手当	3,569,108	3,427,907	141,201
退職給付費用	1,747,380	985,129	762,251
福利厚生費	1,976,887	2,535,758	△ 558,871
旅費交通費	144,309	263,825	△ 119,516
通信運搬費	401,599	632,488	△ 230,889
消耗品費	339,622	851,593	△ 511,971
保守点検費	103,895	151,578	△ 47,683
印刷製本費・製作費含	580,008	660,854	△ 80,846
使用料及び賃借料	8,037,921	3,897,675	4,140,246
保険料	183,955	107,915	76,040
派遣職員共済費負担金等	4,470,507	3,417,903	1,052,604
各種団体等負担金	73,220	63,440	9,780
委託費	706,220	169,930	536,290
租税公課	31,600	67,515	△ 35,915
会議費	437,451	299,562	137,889
交際費	53,520	13,820	39,700
手数料	107,800	130,020	△ 22,220
報酬	450,000	450,000	0
管理費計	31,753,103	26,021,232	5,731,871
経常費用計	203,761,943	176,593,740	27,168,203
当期経常増減額	△ 4,133,682	△ 5,104,175	970,493
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,133,682	△ 5,104,175	970,493
当期一般正味財産増減額	△ 4,133,682	△ 5,104,175	970,493
一般正味財産期首残高	60,629,403	65,733,578	△ 5,104,175
一般正味財産期末残高	56,495,721	60,629,403	△ 4,133,682
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	56,495,721	60,629,403	△ 4,133,682

正味財産増減計算書内訳表

令和7年04月01日から 令和8年03月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	0	30,340	30,340
基本財産運用益計	0	0	30,340	30,340
受取会費				
受取会費	11,000,000	0	3,989,000	14,989,000
受取会費負担金	20,000,000	0	3,650,000	23,650,000
受取会費計	31,000,000	0	7,639,000	38,639,000
受取補助金等				
補助金収益	112,643,569	0	17,914,911	130,558,480
委託料収益	20,686,680	0	0	20,686,680
受取補助金等計	133,330,249	0	17,914,911	151,245,160
事業収益				
旅行商品売上	0	4,222,905	0	4,222,905
オリジナルグッズ販売収入	200,000	0	152,000	352,000
武田武具貸出収益	400,000	0	382,000	782,000
事業収益計	600,000	4,222,905	534,000	5,356,905
受取負担金				
観光物産展等負担金	2,000,000	0	890,342	2,890,342
広告料収益	813,000	0	400,000	1,213,000
受取負担金計	2,813,000	0	1,290,342	4,103,342
雑収益				
受取利息	0	0	170,014	170,014
雑収益	0	0	83,500	83,500
雑収益計	0	0	253,514	253,514
経常収益計	167,743,249	4,222,905	27,662,107	199,628,261
(2) 経常費用				
事業費				
役員給料	3,033,296		0	3,033,296
給料手当	26,429,957	0	0	26,429,957
臨時雇賃金	8,088,088	0	0	8,088,088
福利厚生費	5,411,912		0	5,411,912
旅費交通費	2,193,495	33,175	0	2,226,670
通信運搬費	1,278,923	105,376	0	1,384,299
消耗品費	3,125,831	0	0	3,125,831
保守点検費用	661,729	0	0	661,729
印刷製本費・製作費含	12,493,417	0	0	12,493,417
購読料	104,400	0	0	104,400
使用料及び賃借料	11,136,124	0	0	11,136,124
保険料	0	17,102	0	17,102
諸謝金	934,070	0	0	934,070
支払時間外等負担金	7,988,792	0	0	7,988,792
各種団体等負担金	5,253,972	25,000	0	5,278,972
広告掲載料	1,552,035	0	0	1,552,035
支払助成金	40,975,320	0	0	40,975,320
委託事業費	36,744,875	0	0	36,744,875
諸雑費	12,000	2,998,145	0	3,010,145
租税公課	1,325,400	1,400	0	1,326,800
会議費	0	0	0	0
出展料	28,785	0	0	28,785
手数料	48,961	7,260	0	56,221
引越経費	0	0	0	0
事業費計	168,821,382	3,187,458	0	172,008,840

正味財産増減計算書内訳表

令和7年04月01日から 令和8年03月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
管理費				
役員報酬・賞与	0	0	5,976,695	5,976,695
役員給料	0	0	2,361,406	2,361,406
給料手当	0	0	3,569,108	3,569,108
退職給付費用	0	0	1,747,380	1,747,380
福利厚生費	0	0	1,976,887	1,976,887
旅費交通費	0	0	144,309	144,309
通信運搬費	0	0	401,599	401,599
消耗品費	0	0	339,622	339,622
保守点検費用	0	0	103,895	103,895
印刷製本費・製作費含	0	0	580,008	580,008
使用料及び賃借料	0	0	8,037,921	8,037,921
保険料	0	0	183,955	183,955
派遣職員共済費負担金等	0	0	4,470,507	4,470,507
各種団体等負担金	0	0	73,220	73,220
委託費	0	0	706,220	706,220
租税公課	0	0	31,600	31,600
会議費	0	0	437,451	437,451
交際費	0	0	53,520	53,520
手数料	0	0	107,800	107,800
報酬	0	0	450,000	450,000
管理費計	0	0	31,753,103	31,753,103
経常費用計	168,821,382	3,187,458	31,753,103	203,761,943
当期経常増減額	△1,078,133	1,035,447	△4,090,996	△4,133,682
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1,035,447	△1,035,447	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△42,686	0	△4,090,996	△4,133,682
当期一般正味財産増減額	△42,686	0	△4,090,996	△4,133,682
一般正味財産期首残高	18,342,137	0	42,287,266	60,629,403
一般正味財産期末残高	18,299,451	0	38,196,270	56,495,721
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	18,299,451	0	38,196,270	56,495,721

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 当機構は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 最終改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式による。
- (3) 引当金の計上基準
退職給与引当金の退職一時金に係る債務の額は、「公益法人会計基準の運用指針」の5に定める期末要支給額により算定している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	14,800,000	0	0	14,800,000
小計	14,800,000	0	0	14,800,000
特定資産				
退職給付引当資産	5,710,119	1,747,380	0	7,457,499
小計	5,710,119	1,747,380	0	7,457,499
合計	20,510,119	1,747,380	0	22,257,499

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
有価証券	14,800,000	0	14,800,000	0
小計	14,800,000	0	14,800,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	7,457,499	0	0	7,457,499
小計	7,457,499	0	0	7,457,499
合計	22,257,499	0	14,800,000	7,457,499

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
			当期減少額		
やまなし観光推進機構事業補助金	山梨県	0	88,455,000	0	/
			88,455,000		

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、平成20年4月11日改正公益法人会計基準第6の2により、記載を省略する。

2. 引当金の明細

財務諸表の注記に記載しているため、平成20年4月11日改正公益法人会計基準第6の2により、記載を省略する。

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)


貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	普通預金	普通預金	43,612,415	
			山梨中央銀行県庁支店	事業等運転資金	42,151,466
			山梨中央銀行県庁支店(2)	源泉徴収税等の職員からの預り金	1,460,949
	現金預金合計			43,612,415	
その他流動資産	立替金	普通預金		157,400	
	未収金	山梨中央銀行県庁支店	7年度補助金等収入の未収分	10,901,924	
	その他流動資産合計			11,059,324	
流動資産合計				54,671,739	
(固定資産)	基本財産	有価証券	山梨中央銀行県庁支店	基本財産として運用益を管理費の財源としている	14,800,000
		基本財産合計			14,800,000
特定資産	積立定期預金	山梨中央銀行県庁支店	武田武具の修理のための備えたもの	1,881,010	
		退職給付引当資産	職員の退職の支払いに備えたもの	7,457,499	
	特定資産合計			9,338,509	
	備品	武田武具備忘価格		25	
	車両	ホンダステップワゴン		1	
その他固定資産合計			26		
固定資産合計				24,138,535	
資産合計				78,810,274	
(流動負債)	未払金	山梨中央銀行県庁支店	7年度事業等未払い分	13,396,105	
		山梨中央銀行県庁支店(2)	職員から預かった源泉所得税、社会保険料等	1,460,949	
	流動負債合計			14,857,054	
(固定負債)	積立定期預金	退職給付引当金	職員の退職の支払いに備えたもの	7,457,499	
		山梨中央銀行県庁支店			
固定負債合計			7,457,499		
負債合計				22,314,553	
正味財産				56,495,721	
負債及び正味財産合計				78,810,274	


監査報告書

令和8年5月13日

公益社団法人 やまなし観光推進機構
理事長 仲田道弘 殿

公益社団法人 やまなし観光推進機構

監事 山本丹一 

監事 磯部正寿 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第2号議案

令和8年度事業計画並びに収支予算承認の件について

令和8年度取組方針

県が策定した「やまなし観光推進計画」では、令和8年に観光消費額5,000億円を達成することを数値目標として掲げており、本県観光の「稼ぐ力」を高める取り組みを総合的に推進することとしています。

公益社団法人やまなし観光推進機構は、都道府県DMOとして、県、市町村、観光関係団体及び民間事業者との連携を一層強化し、本計画の目標達成に向けた取り組みを推進してまいります。

このため、オウンドメディアや様々な媒体を活用した観光・物産情報の発信を強化するとともに、旅行会社へのプロモーションを積極的に展開してまいります。また、観光の高付加価値化に向けたセミナーの開催や専門家派遣事業の充実を図ることにより、観光事業者の収益性の向上と観光産業の経営基盤の強化につなげてまいります。

さらに、本県観光の課題である冬の観光需要の底上げに向けて、冬ならではの観光資源や体験コンテンツを国内外に発信するなど、冬季の誘客促進に重点的に取り組んでまいります。これにより、機構会員370事業者の年間を通じた安定的な収益構造の確立を図り、観光産業における質の高い雇用の創出にも寄与してまいります。

I 観光・物産のPR

1 観光・物産情報発信

(1) Web等による情報発信

- ①ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」による情報発信
 - ・毎月、旬の話題を第1特集「今週末のおでかけはここ」、第2特集「今話題の山梨のここへ行こう」として、読み応えのあるWebマガジン形式で配信
- ②SNSによる情報発信
 - ・エックス フォロワー、インスタグラム フォロワー数（合計3.7万人）を活用し、観光、物産、宿泊、飲食等の情報を発信
 - ・プレゼントキャンペーン等の取組みによりフォロワー確保
 - ・個々のSNSが得意とする分野に特化した情報の発信
 - ・県の公式SNSとも連携を強化し発信
- ③AIO（AI検索最適化）対策
AI検索環境に対応したAIO施策の検討および段階的な実施

(2) Webと連動した印刷物による情報発信

- ①冬の観光PRの強化
- ②山梨ガイドマップの作成
- ③山梨百名山登頂証明書の発行

(3) マスメディア等による情報発信

- ①FMラジオによる観光情報の提供
 - ・FM富士に機構会員が出演し、自社事業や商品、サービスまたは地域の観光情報等を発信（年間200日）
 - ・NHK甲府放送局の番組「かいラジ」に機構職員が出演し、旬の観光情報を発信（毎月第1金曜日）
- ②テレビによる観光情報の提供
 - ・NHK甲府放送局の番組「かいどき」に機構職員が出演し、旬の観光情報を発信（毎月第1金曜日）
- ③ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズ、FCふじざくら山梨への広告の掲載
 - ・ヴァンフォーレ甲府及び山梨クイーンビーズ、FCふじざくら山梨の練習用ウェアに「ワイン県やまなし」のロゴマークを入れPR
- ④雑誌タイアップ
 - ・山梨の情報を掲載する雑誌等とタイアップし、旬の話題や注目度の高い本県観光に関する情報の発信
- ⑤フィルム・コミッションの活用
 - ・映画、テレビドラマ、情報番組、CM等の制作会社からの依頼に対し、ロケ地の紹介、ロケ場所の申請等について支援

- ・本県を舞台とした作品と連動したプロモーション活動の実施
- ・全市町村加盟の山梨県フィルム・コミッション連絡協議会の開催

(4) 観光案内所の運営等

観光物産総合案内所運営（観光コンシェルジュ）

- ・やまなし観光推進機構の窓口で観光、物産、宿泊等の情報提供・案内
- ・甲府駅南口総合観光案内所への協力
- ・「笛吹川フルーツ公園」（山梨市）での観光・物産情報の提供

2 観光・物産プロモーション

(1) 冬の誘客キャンペーン

冬季観光の需要創出と年間を通じた観光平準化の取り組み

(2) JRと連携したプロモーション

①観光キャンペーンの展開

季節ごとの観光キャンペーンを東京圏のJR主要駅で実施
（上野駅、八王子駅等）

②多摩エリアにおける活性化の取り組み

多摩エリアからの誘客及び県産品の販路拡大を図るため、観光キャンペーン及び物産展を実施

③その他の取り組み

- ・JR駅への観光パンフレットの配架
- ・鉄道と県内の観光資源をセットにした旅行商品の造成・販売促進
（特急かいじグリーン席＋県内特別旅→高付加価値旅行商品）
- ・特急列車を活用した産地直送販売「はこビュン」の活用
- ・駅構内のコンビニエンスストアにおける時間、アイテム、ターゲットを絞った県産品販売

(3) 中日本高速道路と連携したキャンペーン

SA、PAを活用した情報発信

- ・談合坂SA（下り）での観光案内（パンフレットラック設置（県・市町村の観光パンフレット配架）、デジタルコンテンツによる観光情報の発信）
- ・FM富士による山梨ドライブコースの情報発信（毎月1回）
- ・SA等での観光キャンペーンの実施（首都圏、中京圏など）
- ・SA、PAへの観光&イベントガイドの配架
- ・『スイスイ旅』を活用した渋滞緩和および分散周遊の促進連携

(4) 各種団体等と連携したキャンペーン等

- ①日本観光振興協会と連携した観光キャンペーン
- ②日本政府観光局と連携した観光情報の発信
- ③静岡県及び近隣県と連携した観光キャンペーン
- ④ヴァンフォーレ甲府戦誘客キャンペーン等

3 県産品の販路拡大

- ①県産品通販サイト「富士の国やまなし特産品モール」の運営、オンライン物産展の開催
- ②会員事業者を対象としたマッチングフェア「売れ筋商品発掘市」
 - ・県内で土産物・特産品を販売する事業者と、県内外の会員事業者とのマッチングの機会の創出
- ③商業施設等の活用
 - ・首都圏の駅ビル、イオン等店舗における山梨フェアの開催
 - ・中京圏の百貨店等における山梨の物産展開催の支援
- ④大型イベント等出展
 - ・県民の日記念行事等
- ⑤商工会マッチングフェア商談会
 - ・県商工会連合会主催のマッチングフェアを活用し、機構会員に商談の場を紹介
- ⑥山梨県と包括連携協定を締結している企業等における県産品販売及びPR

Ⅱ. 観光地域づくりへの支援

1 市町村観光協会等との連携

(1) 機構職員と市町村との関わり

- ・ 機構職員が市町村及び観光協会や会員と定期的に情報収集や情報交換を実施し、課題の解決や観光ネットによる情報発信

(2) 共同事業

- ・ 昇仙峡地域活性化推進協議会
- ・ 神明の花火関係
- ・ 新事業共創プラットフォームTRY!YAMANASHI!
- ・ fumo t t o ナイトマーケット実行委員会

(3) 事務局等関係団体

事務局

- ・ 信玄公祭り実行委員会
- ・ 山梨県観光果実園振興協議会
- ・ 山梨県観光施設協会
- ・ 峡東地域ワインリゾート推進協議会

その他

- ・ 山梨県旅行業協会
- ・ 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合やまなし女将の会
- ・ やまなしウェルネスツーリズム推進協議会

2 旅行会社へのプロモーション

(1) 山梨県内事業者と旅行会社との山梨県観光商談会の開催

- ・ 年間2回の開催予定（名古屋、東京）

(2) 旅行会社訪問営業の検討

- ・ 県内事業者及び旅行会社の意向、必要性により検討

(3) 旅行会社への認知向上

- ・ 企業研修ガイドブックの活用

3 着地型観光商品の発掘・造成、流通・販売促進

(1) 地域観光資源の発掘・造成

- ・ 高付加価値観光への取組み
- ・ やまなしウェルネスツーリズム推進協議会等、会員との連携
- ・ 県及び市町村との連携による地域観光資源を活かした観光商品の開発及びモニターツアー実施

(2) 着地型観光商品の流通・販売促進

- ・ J R 東日本びゅうツーリズム&セールス等、旅行会社との連携
- ・ 市町村との連携（移住体験、ものづくり体験ツアー等）の継続・拡大
- ・ やまなし観光ネットの強化
- ・ 「ふるさと納税返礼品」での流通の拡大

4 MICE、インバウンド、教育旅行への取組み

(1) MICE開催支援（観光パンフレット類の提供、物産販売等開催支援）

- ・ 10月 第49回日本死の臨床研究会年次大会 1400名
- ・ 令和9年度以降先行案件対応
関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会山梨大会400名
全国病児保育研究大会 1000名
- ・ 市町村の財政支援の利用促進
甲府市誘客促進事業補助金
笛吹市団体誘客促進事業補助金

(2) インバウンド事業への取組み

- ・ J N T O（日本政府観光局）と連携した海外向けP R 推進
- ・ 9月東京 V I S I T J A P A N トラベル & M I C E マート 2026への出展、商談
- ・ 11月台北国際旅行博（I T F 2026）への出展

(3) 教育旅行への取組み

- ・ 旅行会社の問合せ対応
- ・ 月刊「教育旅行」「東海・甲信6県おすすめの教育旅行プログラム」（仮題）
特集記事入稿
- ・ 訪日教育旅行受入
- ・ 山梨県観光商談会等を活用した誘致活動

Ⅲ. 観光関連産業への支援

1 観光関連産業の生産性向上

(1) 外部の専門家等による生産性向上講座の開催

観光需要の変動状況に即したテーマを選定し、タイムリーに情報提供を行い、高付加価値・生産性向上等に向けたサポートを行う。

- ・生産性向上や経営改善等の内容に対する講座
- ・地域や業種、サステナブル等ターゲットやテーマに沿った講座
- ・観光ボランティアガイド育成や連携に関する講座

(2) 高付加価値化や生産性向上等の経営助言等の実施

機構職員による相談と早期の支援を行う。

- ・経営課題等の抽出、助言やコンサルタント
- ・課題解決に向け、情報や人脈を活用したサポート
- ・インバウンド受入に対応できる人材育成等のサポート

(3) 生産性向上等にむけた経営指導や助言等に係る助成

専門的知識を有する高度な課題について、外部専門家の派遣を通じてその知識を活かして解決を行う。

- ・機構の登録専門家（75名）を観光事業者へ派遣する際にその費用の3分の2を助成（上限20万円）

2 持続可能な観光や地域連携の推進

(1) 持続可能な観光の推進への支援

- ・持続可能な観光地域づくりに向けた地域課題の抽出と解決にむけた支援
- ・持続可能な観光のマネジメント体制と人材育成をサポート

(2) 地域DMO、観光協会との連携

- ・地域資源の商品化や観光戦略策定のための人材育成にむけた支援
- ・県内の登録DMO等（※）との連携や情報の提供

※登録DMO（令和7年12月17日現在）

- ・（一社）八ヶ岳ツーリズムマネジメント
- ・甲府観光開発（株）
- ・（株）ふじかわまちづくり公社
- ・（一社）山中湖観光協会

※候補DMO（令和7年10月31日現在）

- ・（一社）ワインツーリズム
- ・（一社）たばやま観光推進機構

3 大学等と連携した人材育成

(1) ホスピタリティの向上

観光事業者の「もてなし力」向上のため、次の事業を行う。

- ・おもてなしセミナーの開催

(2) 山梨県立大学との連携による講座の開催

- ・観光実践マネジメント講座（全8回）

令和8年度 収支予算（案）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	30,000	30,000
受取利息		0	30,000	30,000
受取会費	34,569,000	0	3,581,000	38,150,000
受取会費	13,088,000	0	1,412,000	14,500,000
受取会費負担金	21,481,000	0	2,169,000	23,650,000
受取補助金等	114,127,416	0	21,515,584	135,643,000
事業収益	610,000	5,100,000	0	5,710,000
旅行商品売上	0	5,100,000	0	5,100,000
オリジナルグッズ販売収入	110,000	0	0	110,000
武田武具貸出収入	500,000	0	0	500,000
受取負担金	3,580,000	0	20,000	3,600,000
物産展出展負担金	2,300,000	0	0	2,300,000
広告掲載負担金	1,280,000	0	20,000	1,300,000
雑収益	0	0	27,000	27,000
雑収入	0	0	27,000	27,000
経常収益計	152,886,416	5,100,000	25,173,584	183,160,000
(2) 経常費用				
事業費	153,546,595	4,100,000		157,646,595
給料諸手当	29,190,976	0		29,190,976
臨時雇賃金	8,001,320	0		8,001,320
福利厚生費	5,095,235	0		5,095,235
旅費交通費	4,672,818	100,000		4,772,818
通信運搬費	1,986,765	0		1,986,765
各種団体負担金	4,854,770	0		4,854,770
旅行原価	0	4,000,000		4,000,000
消耗品費（ノベルティー含む）	2,740,000	0		2,740,000
印刷製本費	15,966,000	0		15,966,000
租税公課	650,000	0		650,000
使用料及び賃借料	11,008,438	0		11,008,438
諸謝金	1,020,000	0		1,020,000
会議費	287,780	0		287,780
支払負担金	10,645,232	0		10,645,232
支払助成金	41,947,000	0		41,947,000
出展料	1,025,000	0		1,025,000
委託費	6,300,000	0		6,300,000
広告掲載料	8,150,000	0		8,150,000
手数料	5,261	0		5,261

令和8年度 収支予算（案）

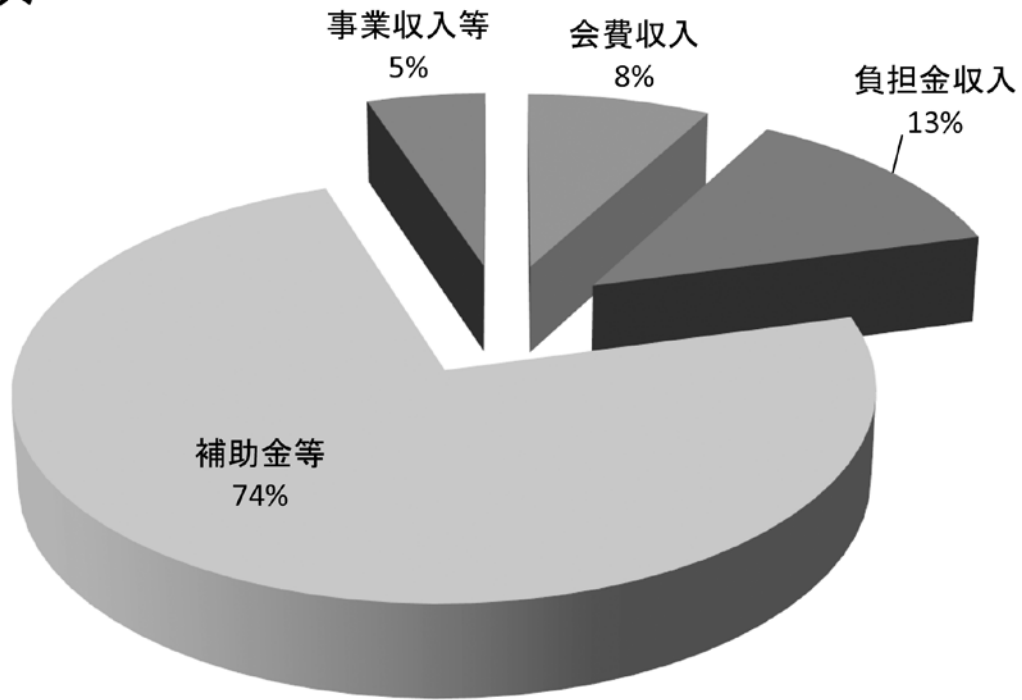
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

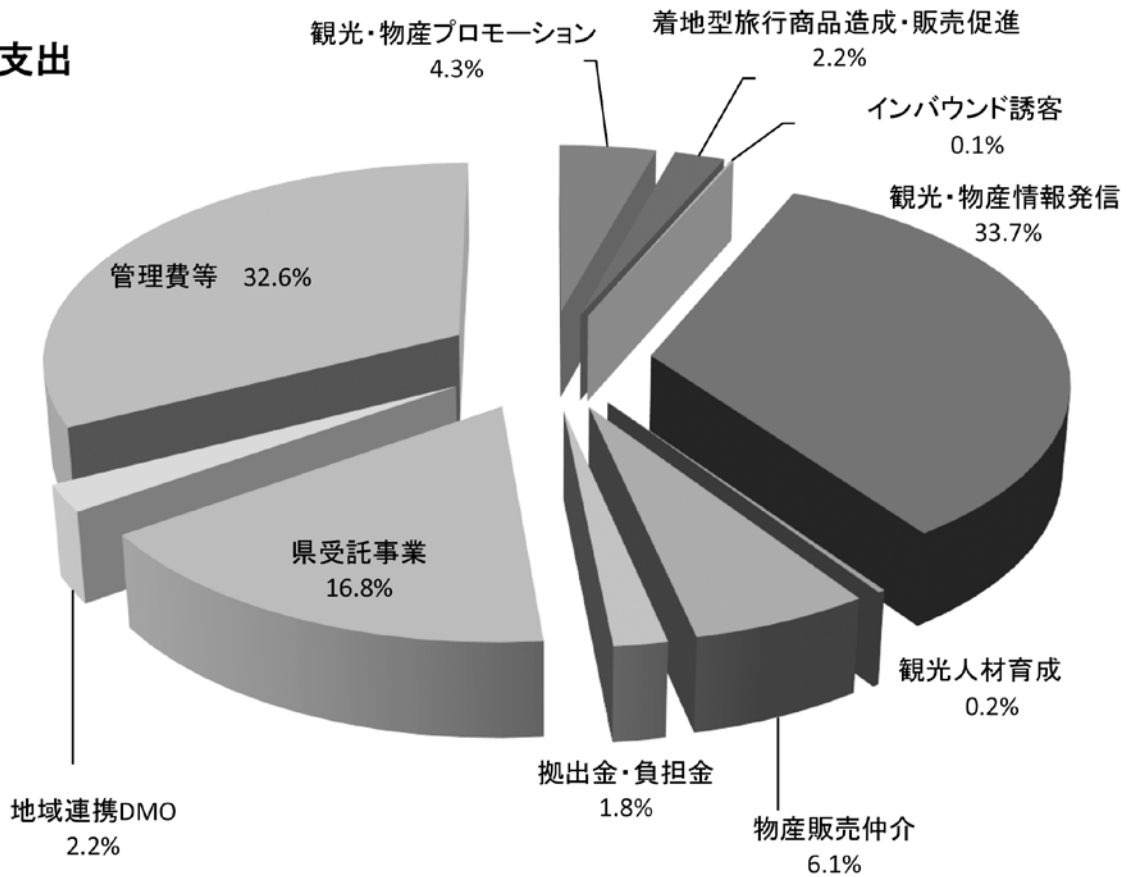
科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
管理費			25,513,405	25,513,405
役員報酬、給料			6,348,328	6,348,328
給料手当			3,996,828	3,996,828
賞与引当金繰入額			1,708,890	1,708,890
退職給付費用			1,077,283	1,077,283
福利厚生費			1,409,947	1,409,947
旅費交通費			120,000	120,000
通信運搬費			120,000	120,000
消耗品費			117,000	117,000
印刷製本費			50,000	50,000
事務所家賃支出			6,960,000	6,960,000
租税公課			600,000	600,000
使用料及び賃借料			660,000	660,000
保険料			40,000	40,000
会議費			400,000	400,000
支払負担金（時間外含む）			620,000	620,000
各種団体負担金			80,000	80,000
交際費			30,000	30,000
手数料			49,129	49,129
報酬（会計士等）			400,000	400,000
委託費支出			696,000	696,000
諸雑費			30,000	30,000
経常費用計	153,546,595	4,100,000	25,513,405	183,160,000
当期経常増減額	△ 660,179	1,000,000	△ 339,821	0

令和8年度 一般会計 収支予算(案)構成比

収入



支出



第3号議案

定款の一部改正の件

1 定款改正の必要性

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が改正され、公益法人認定基準や会計基準の見直しについて、令和7年4月1日から施行された。

この見直しに対応するため、公益社団法人やまなし観光推進機構定款を改正するとともに、新しい会計基準に円滑に移行するため法律で認められている事業年度までは、見直し前の会計基準を引き続き適用できるよう経過規程を定める必要がある。

2 改正内容

- ・ 機構定款第14条第一項第3号及び第46条第一項第4号と第5号に記載されている（正味財産増減計算書）を（活動計算書）へ変更
- ・ 第40条（資産の種類）を（基本財産）として、第二項に基本財産の定義を追記するとともに、新たに第三項として基本財産に対する善管注意義務についての規定を整備
- ・ 公益認定法の改正に伴い、第47条及び第48条に記載の条文の引用番号を変更
- ・ 附則に施行年月日と経過規程を追加

公益社団法人やまなし観光推進機構定款 新旧対照表

新	旧
<p>(権限) 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(2) 省略 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (活動計算書)の承認 (4)～(5) 省略 (6) 基本財産の処分の承認 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(基本財産) 第 40 条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の 2 種とする。 2 基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第 5 条第 19 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 別表に記載する財産 (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産 (3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産 3 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときはあらかじめ理事会及び総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(権限) 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(2) 省略 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) (4)～(5) 省略 (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(資産の種類) 第 40 条 資産は、基本財産とその他の財産の 2 種とする。 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 別表に記載する財産 (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産 (3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。</p>
<p>(事業報告及び決算) 第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については承認を受けなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 損益計算書(活動計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (活動計算書)の附属明細書 (6) 省略 2 (1)～(3) 省略 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、その他法令で定める書類</p> <p>(公益認定の取り消し等に伴う贈与) 第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算) 第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については承認を受けなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 省略 2 (1)～(3) 省略 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益認定の取り消し等に伴う贈与) 第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「公益認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p>

附 則（令和8年5月29日変更）

この定款は、令和8年5月29日から施行する。

ただし、第14条及び第46条第1項の書類は、令和10年4月1日開始事業年度までの間における事業年度は、なお従前の例によることができる。

第4号議案

役員の一部改選の件

役職名	氏名		所属・役職名
	新	旧	
理事	落合直樹	仲田道弘	元山梨県公営企業管理者
〃	吉田宏子	大須賀貴	東日本旅客鉄道(株)八王子支社地域共創部
〃	村井一哉	高取芳親	中日本高速道路(株)東京支社
監事	田中健康	山本丹一	甲府市産業部

公益社団法人 やまなし観光推進機構定款

公益社団法人やまなし観光推進機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外からの観光客の増加と山梨県の優れた製品の浸透等を図ることにより、山梨県内における観光事業及び物産事業の健全な振興を図り、地域産業及び文化の発展に寄与し、もって県民福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国内外からの観光客の誘致促進、誘客対策に関する事業
- (2) 国内外からの観光客の受入体制に関する事業
- (3) 観光宣伝及び観光案内に関する事業
- (4) 地域発の旅行商品の造成及び販売の促進に関する事業
- (5) コンベンションや企業研修等の誘致及び開催支援に関する事業
- (6) 観光人材の育成、資質向上及び活用に関する事業
- (7) 訪日教育旅行の受入促進に関する事業
- (8) 県産品の紹介及び販路拡大に関する事業
- (9) 官公庁等からの受託に関する事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (11) 酒類の小売及び卸売に関する事業
- (12) 他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、機構の目的に賛同する地方公共団体、地域観光団体、商工関係団体、農水関係団体、観光又は、物産事業に関係する個人又は団体であって、次条の規定により機構の会員となった者をもって、構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時、及び毎年、会員は、総会において別に定める会費（会員が地方公共団体の場合は負担金とする。）を支払う義務を負う。

(脱会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損したとき又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既に納入した会費その他拠出金は、返還しない。

(賛助会員)

第12条 この法人は、第5条に定める会員以外のもので、この法人の目的に賛同して、その事業に賛助する事業者及び団体を賛助会員とすることができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の定時総会をもって、法人法第36条第1項に定める、定時社員総会とする。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任表決等)

第20条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は、代理人は、委任権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。この場合において、書面による委任状提出者は、第19条の規定の適用については出席した者とみなす。

- 2 前項の委任権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条第3項に掲げる事項を記載する。

2 議長及び出席した理事の中から当該総会において選出された議事録署名人名2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、任期途中で理事・監事が辞任し欠員が生じた場合に備え、あらかじめ補欠の役員・監事を総会に諮ることができる。

補欠の役員

順位	氏名	所属・役職名
1		常勤の理事又は山梨県の観光所管部長が欠けた場合 山梨県が推薦する者 山梨県市長会又は山梨県町村会に所属する者が欠けた場合 山梨県市長会又は山梨県町村会が推薦する者 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合に所属する者が欠けた場合 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合が推薦する者 東日本旅客鉄道(株)に所属する者が欠けた場合 東日本旅客鉄道(株)が推薦する者 中日本高速道路(株)に所属する者が欠けた場合 中日本高速道路(株)が推薦する者 富士急行(株)に所属する者が欠けた場合 富士急行(株)が推薦する者 山梨交通(株)に所属する者が欠けた場合 山梨交通(株)が推薦する者 富士観光開発(株)に所属する者が欠けた場合 富士観光開発(株)が推薦する者 山梨県中小企業団体中央会に所属する者が欠けた場合 山梨県中小企業団体中央会が推薦する者 山梨県農業協同組合中央会に所属する者が欠けた場合 山梨県農業協同組合中央会が推薦する者

補欠の監事

順位	氏名	所属・役職名
1		甲府市の観光所管部長が欠けた場合 甲府市が推薦する者 機構と顧問契約を締結する公認会計士事務所に所属する者が欠けた場合 公認会計士事務所の推薦する者

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、業務を掌理し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(会長、最高顧問、副会長、顧問)

第29条 この法人に会長、最高顧問、副会長、顧問を置くことができる。

- 2 会長、最高顧問及び副会長は、名誉職として、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 4 会長、最高顧問及び副会長は、機構の運営について助言を行うことができる。
- 5 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものにかぎる。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

(事務局規程)

第38条 事務局及び職員に関する諸規程は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

- (3) 寄付金(賛助会員からの事業賛助のための納入金額を含む)。
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(基本財産)

第40条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第19号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に記載する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産

3 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときはあらかじめ理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(基本財産の処分)

第41条 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議に基づき総会において、出席した会員の4分の3以上の同意を得て、その全部若しくは一部を処分し又は担保に供することができる。

(財産の管理)

第42条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会において第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、その他法令で定める書類

第9章 公益認定の取消し等に伴う贈与等

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第11章 雑則

（委任）

第50条 この定款の施行について必要な事項は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記

を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 松井政明、窪田克一、小林 明、中村康則、新海一男、横内金弥、笹本森雄、小野隆弘、
谷岡和範、福重隆一、雨宮正英、梶原信行

監事 保坂照次 磯部芳彦

4 この法人の最初の理事長は松井政明、専務理事は窪田克一とする。

附 則（令和元年5月30日変更）

この定款は、令和元年5月30日から施行する。

附 則（令和2年5月27日変更）

この定款は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和3年5月27日変更）

この定款は、令和3年5月27日から施行する。

附 則（令和6年5月31日変更）

この定款は、令和6年5月31日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則（令和7年5月30日変更）

この定款は、令和7年5月30日から施行する。

附 則（令和8年5月29日変更）

この定款は、令和8年5月29日から施行する。

ただし、第14条及び第46条第1項の書類は、令和10年4月1日開始事業年度までの間における事業年度は、なお従前の例によることができる。

別表 基本財産（第40条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券	山梨中央銀行（1,480万円）

令和8年 公益社団法人 やまなし観光推進機構

被表彰者名簿

令和8年（公社）やまなし観光推進機構被表彰者名簿

感謝状 2団体 1個人

No.	氏名	活動歴	推薦団体
1	明治安田生命(相) 甲府支社国母営業所	北杜市美し森における環境美化活動、植栽事業に継続的に参加するなど社会貢献活動に積極的に取り組み本県の観光振興に大きく貢献した	(一社)北杜市観光協会
2	やまなし地域デザイン(株) 観光価値創造事業部	県内の事業者や団体と連携し、企画旅行の実施やインバウンド向け観光コンテンツ造成に取り組むなど、本県の観光振興に大きく貢献した	(一社)山梨県銀行協会
3	小宮山 光彦	永年にわたり北杜市観光協会の理事、大泉支部長として活動し、「八ヶ岳トレイルラン」開催に当たっては中心的役割を担うなど、本県の観光振興に大きく貢献した	(一社)北杜市観光協会

模範観光物産従業員 9名

「交通関係」

No.	氏名	勤続年数	勤務先	推薦団体
1	加々本 泰洋	26.11	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
2	浅野 武彦	23.04	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
3	坂本 光央	24.11	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
4	山崎 良知	20.08	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会

「旅館・観光物産関係」

No.	氏名	勤続年数	勤務先	推薦団体
1	宮下 正一郎	23.02	(株)富士急ハイランド	(公社)やまなし観光推進機構
2	和光 和幸	41	ハイランドリゾート(株)	(公社)やまなし観光推進機構
3	高村 道明	37	ハイランドリゾート(株)	(公社)やまなし観光推進機構
4	前田 武志	30.01	富士観光開発(株)	(公社)やまなし観光推進機構
5	松嶋 一恵	27.02	富士観光開発(株)	(公社)やまなし観光推進機構